

○山都町国民健康保険財政調整基金条例

平成17年2月11日

条例第62号

(設置)

第1条 山都町の国民健康保険事業の健全な運営を確保する費用に不足を生じたときの財源を積み立てるため、山都町国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、歳計剰余金のうち、その額の100分の10を下らない金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 山都町の国民健康保険事業の健全な運営を確保する費用に不足を生じた場合において、当該不足額を補うため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、合併前の矢部町国民健康保険財政調整基金条例（昭和46年矢部町条例第19号）、清和村国民健康保険財政調整基金条例（昭和46年清和村条例第6の2号）又は蘇陽町国民健康保険財政調整基金条例（昭和46年蘇陽町条例第326号）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。